

一時的な住まいのご案内（住戸の追加）

国家公務員宿舎・県営住宅への追加の入居受入れを行います（賃料無料）

令和8年熊本地震により住家被害を受けた方を対象に、一時的な住まいとして、国家公務員宿舎・県営住宅を提供します。

入居できる方：自宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた方
（罹災証明書は後日提出で構いません）

追加提供する住宅：39戸程度 ※熊本市及び水俣市、人吉市、玉名市

入居期間：6か月以内（最長1年まで延長可）

賃料等：家賃、駐車場代、敷金は徴収しません（無償）
共益費、光熱水費は入居者の負担となります。
家具家電（エアコン、冷蔵庫等）については、使用者が用意していただきます。

応募方法：先着順
・受付場所：熊本県営住宅管理センター
・住所：熊本市中央区水前寺6丁目5番19号
・電話：096-213-2711
・受付時間：平日午前9時から午後4時まで
（但し、8月中は土、日、祝日も受付けます）
・追加住戸の募集受付開始：令和8年(2026年)8月20日(木)～
※詳細は、県住宅課ホームページをご確認ください。

熊本県 住宅課

検索

問合せ先：熊本県営住宅管理センター 電話：096-213-2711

～今後入居が可能となる予定の住まい～

● 賃貸型応急住宅

公共団体が賃貸住宅を賃貸して被災者に入居していただく一時的な住まい

入居できる方：自宅が全壊した方、住家が半壊以上であっても住宅として再利用できず、解体を行う方
二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶しているなど、
長期にわたり、自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方、応急修理制度を利用
する方のうち、半壊以上で修理期間が1か月を超えると見込まれる方。

● 建設型応急住宅

公共団体が仮設住宅を建設して被災者に入居していただく一時的な住まい。

入居できる方：自宅が全壊した方、住家が半壊以上であっても住宅として再利用できず、解体を行う方

※詳細は県健康福祉政策課 地域支え合い支援室（096-333-2819）へお尋ねください。

全国の公的賃貸住宅での入居受入れについて

現在、お住まいの市町村を始め、全国で住まいの一時提供を行っています。

詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。ご希望の市町村の住宅担当窓口にお問い合わせください。

国土交通省 熊本地震 住まい

検索

熊本県住宅課

問合せ：096-333-2550